

## 今冬の需給対策の考え方（案）

ワクチンの安定供給対策としては、各都道府県及び製造業者等、卸売販売業者、医療機関の各関係団体に対し以下のとおり依頼する。これにより、医療機関の過剰注文を防ぎ、卸売販売業者が保有する在庫の流動性を高め、仮需から実需への転換によるワクチン偏在の解消を目指とする。

- ① 管内のワクチン在庫状況を短期間に把握し、不足時には融通可能な体制をあらかじめ確立する。
- ② 同時に全国ブロック毎の卸在庫量等を毎週集計し、関係者に提供し、各地域の需給調整に供する。ブロック毎の集計の方式をより地域ブロック単位の状況がわかりやすいものに改善する。
- ③ 医療機関等からのワクチンの初回注文量が前年の使用実績（全国で 1,877 万本程度）を上回らないように確認する。総生産量の 20 %程度（470 万本）が流動在庫となる予定）
- ④ 医療機関への分割納入に理解と協力を促す。
- ⑤ 全生産量のうち 40～60 万本（以下「融通用ワクチン」という。）のワクチンを、製造業者等の協力を得て、地域における不足時の融通対策のため、保管する。
- ⑥ 初回注文量の納入以降（10 月中旬～下旬の見込み）、卸在庫の余裕分が減少する 12 月上旬以降は、医療機関による予約済みでかつ未使用の卸在庫について、国の指導による融通用ワクチンの投入も行いつつ、予約を解除し流通させるよう関係者の理解と協力を促す。
- ⑦ 昨年度 500 本以上の返品を行った医療機関の名称等については、都道府県に通知し、その情報を管内の需給対策の参考として活用していただく。
- ⑧ 今シーズンも医療機関においては、シーズン後に大量に返品した場合に医療機関名の公表も検討する。
- ⑨ インフルエンザの流行時期は年により異なることを踏まえ、公費補助期間内での予防接種の実施を推進するために、啓発の強化等の検討を促す。